



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 あいおい損害保険株式会社  
代表者名 取締役社長 児玉 正之  
(コード番号 8761 東・大・名)  
問合せ先 総務部長 大野 隆介  
(TEL 03 - 5424 - 0101)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の第 5 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款に所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供に関する規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面決議ができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)

社外からの有能な人材を迎えられるよう、社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第 43 条第 2 項)

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の処分を取締役会決議により行うことができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 49 条)

上記の他、「会社法」の規定に合わせて、必要な規定の加除、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 当社の公告方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第 4 条)

(3) 上記の他、全般にわたり表現の変更、条数の整備、規定の削除・移設等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

本定款変更は、平成 18 年 6 月 28 日の当社第 5 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>一</u>章 総則</p> <p>(商号) 第<u>一</u>条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第<u>二</u>条 (条文省略) 二 ~ 五 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第<u>三</u>条 (条文省略)</p> <p>(会社が公告をする方法) 第<u>四</u>条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第<u>1</u>章 総則</p> <p>(商号) 第<u>1</u>条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第<u>2</u>条 (現行どおり) <u>(1) ~ (5)</u> (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第<u>3</u>条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第<u>4</u>条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>
<p style="text-align: center;">第<u>二</u>章 株式</p> <p>(<u>会社が発行する株式の総数</u>) 第<u>五</u>条 当社が発行する株式の総数は、<u>二十億株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第<u>六</u>条 当社は、<u>商法第二百十一条の三第一項第二号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>一単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第<u>七</u>条 当社の<u>一単元の株式の数は、一千株とする。</u> <u>2 当社は、一単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、取締役会で定める株式取扱規則に規定するところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(<u>株券の種類</u>) 第<u>八</u>条 当社が発行する株券の種類は、<u>取締役会で定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第<u>2</u>章 株式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>) 第<u>5</u>条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>20億株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第<u>6</u>条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第<u>7</u>条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(<u>株券の発行</u>) 第<u>8</u>条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、取締役会で定める株式取扱規則に規定するところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 単元未満株式の買増請求 )</p> <p>第九條 当社の単元未満株式を有する株主( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求( 以下買増請求という。 ) することができる。</p> <p><u>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第十條 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿( 以下株主名簿等という。 ) ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>( 株式の取り扱い )</p> <p>第十一條 当社の<u>株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他株式に関する手続きおよび手数料等は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>( 基準日 )</p> <p>第十二條 当社は、毎年<u>三月三十一日</u>の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>( 単元未満株式の買増請求 )</p> <p>第9條 当社の単元未満株式を有する株主( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求( 以下買増請求という。 ) することができる。</u></p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 単元未満株式についての権利 )</p> <p>第10條 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>( 1 ) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>( 2 ) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>( 3 ) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>( 4 ) <u>前条に規定する単元未満株式の買増請求をすることができる権利</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第11條 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿( 以下株主名簿等という。 ) 株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第12條 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料</u>については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 基準日 )</p> <p>第13條 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿等に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項のほかに必要があるときは取締役会の決議により予め公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(総会の招集) 第十三条 定時総会は、毎年四月一日から四か月以内に招集し、臨時総会は、取締役会で必要と認めるとき、その決議に基づき、随時招集する。</p> <p>(総会の議長) 第十四条 総会の議長は、取締役社長これに当たる。取締役社長に事故あるときは、他の取締役これに当たる。取締役すべてに事故あるときは、出席株主中からこれを選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(決議の方法) 第十五条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によって決する。 2 商法第三百四十三条に定める特別決議は、総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもってこれを行う。 3 株主は、議決権を有する他の出席株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(議事録) 第十六条 総会の議事およびその経過の要領は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名なつ印して、これを本店に十年間、その謄本を支店に五年間備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集) 第14条 定時総会は、毎年4月1日から4か月以内に招集し、臨時総会は、取締役会で必要と認めるとき、その決議に基づき、随時招集する。</p> <p>(総会の議長) 第15条 総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。取締役すべてに事故があるときは、出席株主中からこれを選任することができる。</p> <p>(総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、総会の招集に際し、総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもってこれを行なう。 3 株主は、議決権を有する他の出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 4 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の定員)  <b>第十七条</b> 当会社に取締役<u>二十</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)  <b>第十八条</b> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の決議には、総株主の議決権の<u>三分の一</u>以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3 ( 条文省略 )</p> <p>(取締役の任期)  <b>第十九条</b> 取締役の任期は、<u>就任後一年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会が終結したときに満了する。</p> <p>2 <u>補欠員の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p>(取締役の補充選任)  <b>第二十条</b> ( 条文省略 )</p> <p>(取締役会の招集)  <b>第二十一条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の<u>三日</u>前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)  <b>第二十二条</b> ( 条文省略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(取締役会の権限)  <b>第二十三条</b> ( 条文省略 )</p> <p>(役付取締役および代表取締役)  <b>第二十四条</b> 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定める。ただし、取締役会長、取締役副会長および取締役副社長は、欠員とすることができる。</p> <p>2 前項の取締役中から、取締役会の決議をもって<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議をもって取締役名誉会長または取締役相談役を定めることができる。</p> <p><b>第二十五条 ~ 第二十六条</b> ( 条文省略 )</p>	<p>(取締役の定員)  <b>第19条</b> 当会社に取締役<u>20</u>名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)  <b>第20条</b> 取締役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2 前項の決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一</u>以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>(取締役の任期)  <b>第21条</b> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会が終結したときに満了する。</p> <p>( 削 除 )</p> <p>(取締役の補充選任)  <b>第22条</b> ( 現行どおり )</p> <p>(取締役会の招集)  <b>第23条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の<u>3日前まで</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)  <b>第24条</b> ( 現行どおり )</p> <p>(取締役会の決議の省略)  <b>第25条</b> <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の権限)  <b>第26条</b> ( 現行どおり )</p> <p>(役付取締役および代表取締役)  <b>第27条</b> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を<u>選定する</u>。ただし、取締役会長、取締役副会長および取締役副社長は、欠員とすることができる。</p> <p>2 前項の取締役中から、取締役会の決議によって代表取締役若干名を<u>選定する</u>。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長または取締役相談役を定めることができる。</p> <p><b>第28条 ~ 第29条</b> ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬)  <u>第二十七条</u> <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  <u>第二十八条</u> <u>当社は、<u>商法第二百六十六条第十九項の規定により、社外取締役との間で、同条第一項第五号の行為による賠償責任につき、同条第十九項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(監査役の定員)  <u>第二十九条</u> <u>当社に監査役<u>五</u>名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)  <u>第三十条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 前項の決議には、<u>総株主の議決権の三分の二以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第三十一条</u> <u>監査役の任期は、<u>就任後四年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会が終結したときに満了する。</u></p> <p>2 補欠<u>員</u>の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>(監査役の補充選任)  <u>第三十二条</u> ( 条文省略 )</p> <p>(常勤監査役)  <u>第三十三条</u> <u>監査役は、<u>互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></u></p> <p>(監査役会の招集)  <u>第三十四条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の<u>三日</u>前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>第三十五条</u> ~ <u>第三十七条</u> ( 条文省略 )</p> <p>(監査役の報酬)  <u>第三十八条</u> <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会で定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)  <u>第30条</u> <u>取締役の報酬等は、株主総会で定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  <u>第31条</u> <u>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)  <u>第32条</u> <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の定員)  <u>第33条</u> <u>当社に監査役<u>5</u>名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)  <u>第34条</u> <u>監査役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</u></p> <p>2 前項の決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1</u>以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第35条</u> <u>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会が終結したときに満了する。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>(監査役の補充選任)  <u>第36条</u> ( 現行どおり )</p> <p>(常勤監査役)  <u>第37条</u> <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)  <u>第38条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の<u>3日前まで</u>に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>第39条</u> ~ <u>第41条</u> ( 現行どおり )</p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第42条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会で定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第三十九条</u> 当社は、<u>商法第二百八十条第一項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第六章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第四十条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>四月二日</u>に始まり、翌年<u>三月三十一日</u>をもって終る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主配当金の支払い)</p> <p><u>第四十一条</u> 株主配当金は、毎年<u>三月三十一日</u>の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 株主配当金支払い確定の日から満三年を経過しても受領のないときは、会社は、その支払いの義務を免れる。</p>	<p>(監査役 of 責任免除)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間で、同第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第44条</u> 当社は<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第45条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第46条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第47条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第48条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>に始まり、翌年<u>3月31日</u>をもって終る。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第49条</u> 当社は、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第50条</u> 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p><u>2</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3 株主配当金には利息をつけない。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u>  <u>第 51 条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、会社は、その支払いの義務を免れる。</u>  <u>2 前項の配当金には利息をつけない。</u></p>